

総務委員会記録

日時	令和2年12月11日(金) 午後 零時59分～午後 1時38分 午後 1時43分～午後 2時10分
場所	第5・第6委員会室
出席委員	◎林 伸司 ○岡田 智佳 桜田慎太郎 佐藤 浩 助川 忠弘 塚本竜太郎 古川 隆史 松本 寛道 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(鬼沢徹雄) 総務部長(高橋直資) 防災安全課長(熊井輝夫) 企画部長(飯田晃一) 財政部長(高橋秀明) 財政課長(岡村秀明) 債権管理課長(谷口隆一) 契約課長(新井賢蔵) 消防局長(椎名正浩) 参事兼企画総務課長(関口孝幸) 参事兼警防課長(伊藤政則) 火災予防課長(海老原照男) その他関係職員

午後 零時 59 分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属とお名前を述べ、簡明なる答弁に努められますようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意願います。その他電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から第5・第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室につきましても所属長以上とするよう御協力をいただいております。さらに、各部門におきましても、新型コロナウイルスの対策に尽力していただいているところでございます。全国的に、また本市におきましても感染が深刻化しており、この委員会におきましても感染拡大することがないようにお願い申し上げます。また、質疑、答弁につきましても、できるだけ簡便に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにしてありますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日は定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしく申し上げます。

---

○委員長 それでは、議案審議に入ります。

まず、議案第1区分、議案第22号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○渡部 総務委員会で財政のほう所管していますので、全体的なことでちょっとだけ確認をさせていただきます。地方創生臨時交付金なんですけども、議会でも本会議で随分議論になりました。今まで第二次まで31億円ということでしたけども、この

臨時交付金についての第三次の金額とか時期の見通しというのはあるでしょうか。

○**財政課長** 地方創生臨時交付金の三次分なんですけど、報道されている内容のベースになりますけど、三次補正予算の中に全体で1.5兆円が計上されるというような見込み、方針が固められたという情報が入っております。このうち、いわゆる国庫補助事業の地方負担分が3,000億円、また都道府県が飲食店などに営業時間の短縮を要請する場合の協力金支給に対応する、即時対応分という言い方をしておりますが、これが2,000億円、また地方単独事業、これは柏市で一番活用できるかなという部分なんですけど、地方単独事業分の枠が1兆円という形で示されているところです。しかしながら、この具体的な配分額につきましては、配分方法を含めまして、まだ詳細が明らかになっておりません。今後そういったところを情報収集を進めて、活用を図っていきたいと考えております。以上です。

○**渡部** まだ見通しないということですけども、3月議会にも恐らく補正があるのかなと思いますけども、今まで例えば5月議会に臨時議会やったり、市民のところへ速やかに届けなければならぬお金なんかは、ぜひ議会できちんと議論できるように、それは全体的な、市長、副市長、どういうふうにもこの検討されるか分かりませんが、やはり臨時議会も含めて市内の業者ですとか、市民とか、あと医療機関とか、この国のお金が行き渡るような対策を速やかに取っていただきたいというふうに思います。以上です。

○**委員長** 要望ですね。

ほかに質疑はございますか。——ほかに質疑がなければ、質疑を終結いたします。

---

○**委員長** これより採決いたします。

議案第22号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○**委員長** 以上で第1区分の審査を終了いたします。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

---

○**委員長** 次に、議案第2区分、議案第1号、柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑があれば、これを許します。

○**渡部** この急速充電なんですけども、急速じゃないほうも含めてでいいですけども、一体市内に何台くらい設置されているのかということについては把握されているでしょうか。

○火災予防課長 充電設備につきましては、これまで消防への届出がございませんでしたので、私ども独自でいろんなデータを集計いたしまして、市内に約180基の充電設備がございます。そのうち急速充電設備につきましては約20基の設置がございます。以上です。

○渡部 今まで何かこうトラブルですとか、問題なんか起こったというような事例ってあるんでしょうか。

○火災予防課長 これまで大きな火災につながるような重大な不具合は報告されておりません。以上です。

○渡部 禁止行為の解除についてちょっと伺いたいと思うんですけども、この市民側から見た場合のメリットというのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○火災予防課長 今回禁止行為の解除承認につきまして、承認者を消防長に加えて消防署長とすることで、各消防署内で承認事務が完結することで、申請者にとってはよりスピーディーにこの事務を完結することができます。承認証の交付をよりスピーディーに発行できることがメリットとなります。以上です。

○渡部 この中で言っている例えば劇場ですとか、あと百貨店ですとか、対象になる施設というのはどのくらいあるんでしょうか。

○火災予防課長 市内に対象となる施設は、約800件ほどございます。以上です。

○渡部 この表示についての単独での、検査というか監査というかでは、恐らくないんじゃないかと思うんですね。その建物への立入検査の中で、そういうその表示についても柏市がきちんとなされているかとか、そのほかのことについての検査をなさったりするんだと思うんですけども、その予防って非常に大事なわけで、そういう立入検査、こういう表示も含めて、その立入検査というのが大体どのくらいの頻度で行われているものなんでしょうか。

○火災予防課長 立入検査につきましては、前年度1,200件ほど実施しております。今回の解除承認につきましては、物品販売店ですとか、そういった用途につきましては100件ほど実施をしております。以上です。

○渡部 防火管理という意味では、恐らく1万件近い、柏市が検査しなければならない建物があるのかなと思いましたが、消防年報から見ると。そのうちのこれは一部だと思うんですけども、その法的な基準があって、それに基づいての立入検査、恐らくなんだろうなと思うんですけども、これって人がいないと本当に実地のその立入検査って、結構大変じゃないかな思います。そういった意味では、その人的な、建物は恐らく増えていると思うんですね。その人的な拡大といいますか、そういうところには柏市は何かこう努力されていることってあるんでしょうか。

○火災予防課長 立入検査につきましては、まず前年度に年間の目標を定めまして、各月ごとにその月の実施対象物を抽出しまして、できるだけ短いサイクルで立入検査を実施できるように、よりそれと危険性の高いと思われるような建物について、いち早く立入検査ができるような形を取っております。以上です。

○渡部 職員の充足率って時々質問させていただいたり、問題にさせていただいた

りしますが、本当にこういう予防の面での職員というのも、きちんとその体制を整えて、十分な検査なんかをやっていたらいいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございますか。——なければ、質疑を終結いたします。

---

○委員長 これより採決いたします。

議案第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で第2区分の審査を終了いたします。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第17号、財産の取得について（事業用備品（エアテント一式））、議案第18号、財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）、議案第20号、訴えの提起について、議案第21号、柏市・我孫子市消防通信指令事務協議会の廃止についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○松本 では、17号について伺います。現在保有しているテントはどのように使われて、どのような経緯で配置しているのか。また、在庫についてもお示してください。

○参事兼警防課長 現在エアテントにつきましては、更新するその4基のエアテントのほかにもう1基あります。全部で5基エアテントがございます。これは、主に災害対応用のエアテントになってございまして、使用用途としては大きな災害が発生した際の、多数の負傷者等が発生した際の現場での応急救護所になったり、それから我々が大規模な災害の際に、災害派遣に行った際の宿営の拠点の施設であったり、そういった形で使用しているのが主な使用用途になっております。また、市民の方が一時的に避難をしなくてはならないようなときで、今般ございましたが、市内で新型コロナの関係で、宿泊施設としてホテルを利用していたかと思いますが、ホテルの火災の際に、中に宿泊されている方が一時避難した場合の、いわゆる隔離する施設として応急的に使うような、そういう計画もしてございました。それから、廃棄につきましては、現在4基のエアテントについては、平成7年のときに購入しているものですので、もう購入から25年が経過しておりますので、もう使用に堪えないというような形になっておりますので、廃棄いたします。以上です。

○松本 現在使っているものは、市立病院や保健所の要請で配備しているということよろしいでしょうか。

○参事兼警防課長 そのとおりでございますが、あらかじめ今屋外でそういった施

設が必要な場合には、そういうエアテントがございますということで、提案はさせていただいたところではございますが、市立柏病院のほうから、そのエアテントを貸していただきたいということの話がありました。以上です。

○松本 このエアテントを使いたいという場合には、どのような手続でそれはできるのでしょうか。それで、どこがどう判断して、これをどこで使うとか決めるのでしょうか。

○参事兼警防課長 今回の場合につきましては、医療公社管理課から要請がございまして、備品になっておりますので、備品の貸出しということでの文書を頂いて対応してございます。以上です。

○松本 ちょっと防災のほうに伺いたいんですけども、このエアテントの配置については何か協議等されたのでしょうか。

○防災安全課長 今回のエアテントについては、購入することは伺ってございましたけど、特に使用方法について協議はしていることはないです。ただ、大規模災害等につきましては、当然ながら災害対策本部、それから医療本部が出来上がりますんで、その指示の下に、例えば医療のトリアージを使うだとか、そういった部分で使用する目的になりますんで、そういったところで活用するというふうに考えております。以上です。

○松本 ちょっと質問する前に、先に答えていただきましたけれども、やはりこの大規模な災害の場合に、消防がいろんなところから言われて貸し出してしまうと、本当に必要なところに回らないということが考えられます。そこで、やはり防災側ときちんと協議をして、市全体でということはどうなっているのかと伺いたいと思っていたんですけど、その点はいかがでしょうか。

○防災安全課長 やはり大規模の場合になったら、当然ながら優先的という形になるかと思えます。今回、今までで活動しているものというものは大規模という形ではないので、これは消防の判断、当然ながら初期活動をするのは消防でありますんで、そういったところの判断という形になるかと思えます。以上です。

○松本 それで、このエアテント配備なんですけど、どこにどのように置いておく予定なのでしょうか。

○参事兼警防課長 購入するエアテント4基につきましては、消防署の本署が4か所ございますので、その本署に1基ずつ配備するような予定でございます。以上です。

○松本 続いて、21号の消防指令事務について伺います。現在県内には、千葉市より東側と、北西部と、そして柏市、我孫子市とが広域で存在しています。このような状況になったのはどのような経緯なのかお示してください。

○参事兼企画総務課長 平成17年9月に県が主体となって、県下31消防本部、その消防長が委員長として、まず協議会を設置しました。当初の計画では千葉県を二分して、千葉市ほか20の消防本部、それと北西部、東葛地区併せた八千代市と習志野市、船橋市含めて、その千葉県の624万人を、その大体二分する計画でいたんで

すけど、それで今回のような二分する計画でそれぞれ動き出し始めまして、千葉市と北西の松戸市が平成25年から開始してございます。以上です。

○松本 その中で、柏市、我孫子市だけが非常に目立っているわけなんですけど、これはどのような経緯なんですか。

○参事兼企画総務課長 当初平成25年の4月に、千葉市含めたのと北西でやる予定だったのですが、最初に指令センターが10年で大体機器が更新されるんですけども、それはパソコンとかを使っていますんで、パソコンの進化が早いんで、大体5年で部分更新をするんですけども、その更新が平成9年でやった、次が19年ぐらいたったんですけども、それを延ばし延ばしで使用していたんですけども、平成25年まで延ばすことがちょっと無理かなという判断がありまして、平成22年の3月からは2市で運用を開始してございます。以上です。

○松本 じゃ、柏市、我孫子市で始めた当初から、将来的にはこの北西部のほうに合流するという計画だったということよろしいでしょうか。

○参事兼企画総務課長 そのとおりでございます。

○松本 それ柏市と我孫子市で一緒に行っていくといったときも問題になったんですけど、土地勘のない人が指令を出していくということについて、どのように対応するのでしょうか。

○参事兼企画総務課長 現在入電があったとき、画面表示がディスプレイで表示されるんですけども、例えば一般電話ですと、発信地表示システムというのがありまして、一般電話ですと住所、氏名、あと電話番号が表示されて、その家までがもう画面に地図が表示されるような状況なんですけども、例えば携帯電話ですと、携帯局の、今柏のドコモとかいうのが表示がありまして、それを見て、センター員が私取りますという形で取って、2名で対応するような形で、1名が受信して、もう一名が、その携帯電話がかかっている場所を、GPSが発達していますんで、表示されますんで、そこを見て近くのコンビニがあるとか、お隣が山田さんですかとかいうのを聞いて、ピンポイントに、それならここで大丈夫だということを出しますんで、現在のところは問題は解消されています。以上です。

○古川 17号についてなんですけども、これは制限付一般競争入札という形の契約になっているんですけど、どんな感じのこれはあれですか。詳しいこと分かりますか。

○契約課長 制限付一般競争入札で発注しておりますが、はい。

○古川 どんなあれをつけたんですか、制限は。

○契約課長 制限付一般競争入札の入札参加資格でございますけども、まず営業種目、消防、保安用品、避難器具等々の営業実績、登録があること。あとは、本店が国内。最大限の地域要件でございます。具体的には、日本国の官公庁が平成22年度以降に発注した250万円以上のエアテントについて、元請として納入した実績があること等々を資格として定めております。以上です。

○古川 これは、よく分かんないんですけど、かなり特殊なものだろうなというふう

に思ったんですが、国内でそんなにいろんな業者があるんですか。

○契約課長 契約課のほうで、事前に官公庁の発注落札状況を調査しております。エアテント、空気で膨らむ方式のもの、エアテントについて受注実績がある等々の業者がおおむね6者以上いるということを確認して発注しております。以上です。

○古川 分かりました。じゃ、それでいいです。

○助川 ちょっと確認で、18号について少しだけ確認なんですけれども、救急自動車の購入というところはいいんですけども、今市の状況として、これ通報から駆けつけて搬送までということ、おおむね8分30秒ぐらいでしたっけ。その辺のところ、この時間の短縮というのは改善されているのかどうかというところをまず確認させてください。

○参事兼警防課長 救急車が出動してから、現場に到着する時間が、柏市9.3分かかっております。これは年々遅くなっている傾向でございます。これ大きな原因としては、やはり救急出場件数が増加しているということで、出場件数の割合についても、この千葉県の中でも柏市は非常に突出して救急件数が増加しているというようなことになっております。その大きな要因の中では、高齢者の搬送が半数以上を占めている関係で、やはり高齢者についても今後またさらに10年後も増え続けるというような試算をしておりますので、救急件数は今後も増加していくというようなこととなります。したがって、このままでいくと、救急車の現場到着がますます遅くなってしまおうというような形になりますので、今回救急車を新たに増加するというような形になりました。以上です。

○助川 あとは関連して、もし答えられればというところなんですけども、AEDについて、当然救急車駆けつけるまでの中で指導されること、もしかしたらあるかもしれないんですけども、AEDの使用実績というのは柏市内で、もし資料があれば答えてもらえればと思います。分からなければ、特に関連なので結構です。じゃ、その後で、委員長、後でいただければ結構です。

○委員長 はい。では、後ほど資料を提出してください。お願いいたします。

○助川 じゃ18号は、はい、結構です。以上です。

○渡部 17号について伺いたいと思います。今回4セットのうち1つ、ワンセットについては、その緊急性を要していたから、9月2日に先行契約したということでしたが、これ納入されたのはいつになるのでしょうか。

○参事兼警防課長 納期が11月末までだったんですが、実際に納品されたのは11月19日でございます。以上です。

○渡部 先ほども、その使用に堪えないと、つまりもう相当古くなって傷んでいて、もう替えなきゃいけないというふうに御答弁ありましたが、この4セットを替えなきゃいけないというのは、いつ頃からその検討が始まったのでしょうか。

○参事兼警防課長 現在の4基のエアテントについては、平成7年度のときに購入、一斉に4基やはり購入してございます。したがって、やはり経年劣化の中では、同じような形でテントは劣化してきたというようなことになっております。ただ、



1基当たりのやはり金額も非常に高価なものですので、やはりそこはどのタイミングで見ていくかということは、数年前からは更新の計画ではやっぱり必要だったという認識はしております。以上です。

○**渡部** 今回コロナがあったから当然必要で、先に1基を先行して、後でこの3基、今回議案にかかっていると思います。ですけど、これまで5月は臨時議会ありましたし、6月議会もありました。急いでその契約といった場合、十分な時間があつたのではないかというふうにちょっと思えるんですね。1基が先行して、今議会その3セットでという、その時間的なことで、検討していたというのであれば、もうちょっと早い段階から、例えばまとめて買うのは難しいにしろ、毎年1基ずつ更新していこうとか、そういうその計画性がなかったのかなとちょっと思ったんです。その辺はどうでしょうか。

○**参事兼警防課長** 渡部委員おっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、ここの中で、いわゆる地方創生臨時交付金の話があつて、やはり高価なものでしたので、改めてそこについてやはり検討したというタイミングの中で、今回の議案で上程させていただいたというようなことでございます。以上です。

○**渡部** 4基を連結して、全体を使うということも想定しているのではないかなと思うんですね。それで、1基については先行して取得をした。今回3セットは入札なわけですね。つまり前は随意契約で、今回入札なわけですね。そうすると、その業者が違うということは想定されたんでしょうか。

○**参事兼警防課長** 最初に先行した1基と、残りの3基が今回は接続ができるということは非常に大きな特徴でございまして、その接続が可能な製品を指定して、今回発注したというような形になっておりますので、違う商品が入ってしまうと、当然ながら接続できないということになります。3基もしくは先行の1基全てが接続が可能という製品で選定してございます。以上です。

○**渡部** 製品が同じでも、附属の物も一緒に納入、依頼するわけですね。そうすると、その納入業者が違ったとき、商品が同じであっても、例えば何か事故があつたり、その製品に問題があつたときに、接続して使つたりするときに、あとは附属の物がちょっと故障するとか何かいつかときに、瑕疵担保期間とか何かいろいろあるんだと思うんですけども、そういうところで何かこう支障みたいのが出ることはないのかなということもちょっと心配したんです。ですから、本当だったら、その4基必要ならば、一遍に入札でやったほうがよかつたんじゃないかなと思いますし、あとは国のその交付金の関係で、どうしても先行して1基は随意契約、後からこの12月議会に出たというのがあつたとしても、その辺の関連性ですとか、何か事故があつたときの業者の責任だとか、そういったところで心配なことが出てきはしないかなということもちょっと思ったんですね。大丈夫なら大丈夫でもちろん結構なんですけども。

○**参事兼警防課長** この製品を選定するに当たりまして、今までの使用実績ですとか、それからいわゆるどこに納入されているのかとか、そういうところも含めて検

討したところでございます。同じ製品の中で、万が一その部分的に不具合が生じた場合につきましては、やはり逆に同じ製品が我々ストックがあるので、汎用といえますか、そういう使い方もできるのかなというふうな考え方もあります。以上です。

○渡部 随意契約のときも、今回の契約も、落札率は99.4%を超えています。安ければいいとももちろん全然思いませんけれども、こういった特殊なものというのはなかなかその競争性が働かずに、高い落札率になるんだなというところをちょっと感じました。これは結構です。

次に、20号の訴えの提起なんですけども、毎月の金額が15万7,000円、結構高い金額を毎月請求しているわけなんですけど、これ当然ながら本人の給料の状況とか、その資力とか、そういうことをきちんと判断してこの金額は決めたということによろしいでしょうか。

○債権管理課長 最近この方と連絡が取れないので、直近の収入状況は不明なんですけれども、令和2年度の給与支払報告書が柏市に出されていまして、それを基に法律に基づいた控除をして、15万7,000円を導き出しております。以上です。

○渡部 本人とその連絡が取れないというところでは、この会社とか、その会社と本人が一致するのかどうかはあれなんですけども、今コロナの影響で非常に、もしかしたら仕事がうまくいっていないかもしれないとか、これが払える資力がないとか、いろんな心配されることもあるんじゃないかなと思うんですね。本人と連絡取れないから、あくまでも現在の会社の業績だとか、本人の収入については把握できないということなんですか。

○債権管理課長 本人と連絡が取れないので、本人からの聴取はできておりません。会社に対しては、柏市と会社の関係は、強制徴収公債権の滞納という関係ではありませんので、柏市側に会社の状況を調査する権限がないので、今のところ不明と。もし議決をいただけて訴訟を起こした際に、会社の代表者が法廷に出てきて、会社の実情を述べるという機会があって初めてそこで分かるわけですね。その状況に応じては、法廷の外で柏市と会社と委任した弁護士の3者協議で、会社の状況に合わせた分納という相談があれば、それに応じるつもりはございます。以上です。

○渡部 実際の滞納額の735万7,800円と、柏市が今回請求している282万6,000円の間には非常に差があるわけなんですけども、この差額というのはどうなるんでしょうか。また、どうなっているんでしょうか。

○債権管理課長 今回の訴訟に会社側が応じてくれば、そこで判決どおりに会社が支払いをしていただければ、訴訟の対象である金額以上に滞納額まで給与の差押えが生きていますので、給料から差押えをして滞納回収につながるかと思います。あとは、もちろん自主的に御本人が払っていただければ、それはそれでということになります。以上です。

○渡部 実際のその詳しい実情というのが分からないので、何とも言えないのですけれども、本税、本料の額よりも延滞金のほうが多くなっていると、かなりもっと早期に何とか対応していれば、こんなふうに増えはしなかったんだろうなと思いま

すけども、それにしてもやはり延滞金の額が非常に高いなと思うんですね。金利については、途中で見直しもされたと思うんですけども、この延滞金というのは実際にその金利どのくらいなのでしょう。

○**債権管理課長** 平成12年までは、最初の1か月の延滞金の利率は7.3%、それを超えた場合は、2か月以降は年14.3%という固定的な金利だったんですが、平成12年から法律改正がありまして、そのとき毎年の金利、平均貸出割合に応じて一定数を足したものが延滞金の金利というふうに変わりました。本年の延滞金の利率につきましては、1か月以内が2.6%、それを超える2か月以降は8.9%になっています。

これは参考なんですけど、先月の30日に財務大臣の告示がありまして、平成3年の延滞金の利率が決まりました。それによりまして、最初の1か月以内が2.5%、2か月以降が8.8%というように、本年に比べて0.1%、0.1ポイントずつ下がっています。以上です。

○**渡部** いずれにしても相当高い金利で、それはペナルティーという意味も含めてこのような金利になっているんだと思いますけども、やはり柏市としてはなるべく早期に、本当に相談に応じていただけるような体制をさらに強化していただければと思います。

21号についてです。

○**委員長** じゃ、ちょっと渡部委員、一回休憩したいと思うんですけど、いいですか。

○**渡部** はい。

○**委員長** では、換気のため暫時休憩いたします。

午後 1時38分休憩

○

午後 1時43分開議

○**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**債権管理課長** 先ほどの発言で、修正を2点お願いしたいんですが、よろしいでしょうか。先ほど延滞金の利率のところ、平成12年前までの2か月目以降の利率を14.3%と申し上げたんですが、正しくは14.6%です。2点目は、平成3年という発言しましたが、それは令和3年の間違いです。以上です。

○**渡部** 21号について伺います。今回は、その通信指令の共同化ということですけども、以前その消防の業務のほう、その広域化というのも検討されていたようにちょっと思うんですね。通信指令のほうについては、現在船橋は別ですけども、千葉県の広い地域を2つに区分するというので、その消防のほうですね、通信指令じゃない消防の広域というのも何か検討はされているのでしょうか。

○**参事兼企画総務課長** 消防自体の広域化については、現在のところ検討はしてございません。以上です。

○**渡部** 分かりました。それで、今回柏市と我孫子市が北西部の消防指令センターと一緒に。柏と我孫子のときにも、いろいろなこう調整しなければならないことがたくさんあったなという記憶あります。それは、例えばその消防吏員の階級と

か、あといろいろな勤務条件ですとか、手当だとか、そういうところで10市の中でも恐らく違いがあるのではないかなと思います。共同運用に関しては、その10市から職員が派遣されて、一緒に仕事をするんじゃないかなと思うんですけども、そういうそれぞれの自治体の消防吏員の条件の違いというののすり合わせというのは全て済んで、例えば柏市の消防職員が不利益になるというようなことはあり得ないでしょうか。確認だけします。

○参事兼企画総務課長 委員のおっしゃるとおり、やはり階級の差がありますんで、例えば柏市ですと、副参事の階級ですと、現場だと司令長の階級なんですけども、市によっては司令長が所長の階級になりますんで、所長がこっちに来ることはできませんので、階級を調整したり、やっぱり人員もそれぞれの市で出せる出せないがありますんで、その辺を検討して今現在に至っております。

○渡部 前に議案が出たとき、実は私たち反対しました。柏と我孫子が一緒になるときに反対だったんですけども、今回はもう既に運用が決定されていて、これは廃止条例ということで、変な言い方すれば抵抗してもしょうがないとか、機械的な廃止のことですので、一応これは賛成しようと思っています。意見です。

○桜田 議案第17号なんですけども、エアテント購入と一緒に附属品として空気清浄機も購入すると思うんですけども、こちらはどのような性能のものになりますでしょうか。エアテント内、機密性が高く密閉空間になりますが、新型コロナウイルス等も除去できるものなのでしょうか。

○参事兼警防課長 今回附属として設置するH E P Aフィルター付空気清浄機、これ2機ということで、能力的には今回購入するエアテントの空間をいわゆる空気清浄できるというような形になっております。また、フィルターがH E P Aフィルターという非常に細かい目のフィルターになっておりますので、実験の中では新型コロナウイルスも99.9何%ということで、ほぼ100%に近い数字で吸着できるというような結果になってございます。そのほかに、高濃度のオゾンが出るような形にもなってございますので、例えばエアテントから外に出ている時間帯については、この高濃度のオゾンを発生させることで、中が除菌できるというような機能もついてございます。以上です。

○桜田 ありがとうございました。以上です。

○塚本 17号でちょっと教えていただきたいことがあるんですけども、この事業用のエアテントってピンからキリで、小さいものから大きいものまでたくさんあると思うんですけども、今回購入するものはワンセットで500キロと非常に重いものなんですけれども、大体こう組立てとかについて、大体何人で何分くらいでこうできるようなものなのでしょうか。

○参事兼警防課長 今回の設置するエアテントについては基本ユニットというかまぼこ状のものが4つと、それから十字ユニットという十字の形のもののエアテントが1つで、合計5つのパーツでワンセットというような形になっております。したがって、全体重量としては非常に重いものになっているんですけども、一つず

つのパーツについては、2人いれば大体運べるのかなというような形になっています。組立ての時間については、これメインはチャックをこう閉め、お互いにくっつけてチャックを閉めるという作業になりますので、一つずつチャックを閉めていくのは大体5分程度でチャックは閉められるのかなということで、4か所ありますので、二、三十分あれば全部、2人でいけばできるのかなというような感じではありますので、もっと人数が増えれば、時間的には短縮できるというようなことで思っております。以上です。

○塚本 ただ、空気を入れて膨らませるわけですよね。それについてはどんな。

○参事兼警防課長 エアについてはブローで入れるんですが、二、三分あれば大体満タンに入っちゃうような感じになっております。以上です。

○塚本 今回購入する、今備品の話もありましたけれども、そのエアを送る発電機とか、そういうのは既存のものを活用するという事なんですか。

○参事兼警防課長 発電機についても、今回の購入の中に一緒に入っております。それは、発電機はこのブローのほかに、それから投光器等でも使用するような形になりますので、それから中に入れる夏の暑さ対策のスポットクーラーとか、そういうものでも発電機は使用するような形になりますので、今回新たにこのセットの中に入れてございます。以上です。

○塚本 分かりました。ありがとうございます。今までのちょっとそのものを更新するということなんですかけれども、現状のものですが、過去の使用歴をもう少しちょっと具体的に、ちょっと教えていただきたいのですが、代表的なものだけで結構なんで。

○参事兼警防課長 エアテントの使用は、具体的に一番多かったのは、災害派遣で使用していたことが一番多かったです。そのほかには、やはりこれもちょっと使用歴と言っていいのか分からないんですが、防災訓練では毎年使っていたような状況でございます。以上です。

○塚本 例えば去年のその台風15号、19号、21号に伴う大雨で、そういうときも何か市内で使用したということなんでしょうか。

○参事兼警防課長 台風の中では、今回使用はしてございません。以上です。

○塚本 ありがとうございます。こういった備品を独自で備蓄していくという必要性は物すごく感じております。ただ、いざ災害が起こったときに、これだけではちょっと足りないんじゃないかという思いもあるんですけれども、例えば他の市町村とかだと、こういったこの災害用の備蓄品は自前で保管しつつも、何かあったときにそういったその防災協定を組んで、結んで、ほかのそういった専門業者から納入してもらおうというケースもあるかと思うんですけれども、これはちょっと防災安全課になるかもしれませんが、ちょっとエアテント独自でそういうのがあるのか分かりませんが、そういった何か取組がもしあれば教えてください。

○防災安全課長 ちょっとエアテントの協定を組んでいるかというのは、定かではないんですけれども、こういったものも機会があれば、いろいろな部分で協定を組

んでいきたいと考えております。

○塚本 こういった防災の備蓄というのは、お金をどれだけかけるかという問題にもなってくると思いますので、またその協定も含めて活用できるところは活用していただきたいと思います。以上です。

○佐藤 17号についてお伺いしたいんですけど、今までの答弁聞いていますと、この船山株式会社というところ、これ販売店になるんですか。

○参事兼警防課長 代理店ということになっているかとは思いますが。

○佐藤 じゃ、このエアテントのこれ造っているメーカーは、何というメーカーなんですか。

○参事兼警防課長 YKKという、チャックでは有名だと思うんですが、YKKというところの会社になっております。以上です。

○佐藤 先ほど入札資格のところ、国内で6者以上ですか、その実績があるというのがあったんですけど、このエアテントを取り扱っている、YKKさんの取り扱っているこの代理店というのは、ほかにも何社かあるんですか。

○契約課長 YKK APの代理店が幾つあるのかというところは把握しておりません。先ほど申し上げた6者以上というのは、YKK APのエアテントに限ったものではなく、一般的なエアテントを250万円以上販売した実績があるか否かということでございます。以上です。

○佐藤 そうすると、このYKKのこのエアテントを扱っているのが、仮に販売代理店が1社だけだとしたら、じゃもうこの船山株式会社のところに決まっちゃうということになりませんか。

○契約課長 YKK AP株式会社が船山に一家独占の供給契約をしているというふうになるのであればそうなりますが、そうじゃなければそうならないということでございます。

○佐藤 そこのところは、確認は、じゃしなかったということ。

○契約課長 確認できる状況にないので、ホームページ上では確認できませんでした。以上です。

○佐藤 もう一つ。さっき、聞き間違いだったらごめんなさい。実績が250万円以上というふうに聞こえたんですけど、これ3つで5,000万超えている金額ですよ。これ実績が250万以上としたのは、これどういう理由なんですか。

○契約課長 高規格救急自動車と比べていただければ分かるんですけども、救急車のほうが約3,000万円台、こちらのテントが6,000万円台であれば、エアテントも本来1,000万円以上の実績を求めというのが通例でございます。ただし、エアテントにつきましては、柏市のように3張り同時に購入するとか、またはエアテントと附属品を同時に購入しない場合もあるということで、実績基準を引き下げて、より競争性が高まるように、あえて250万円以上に引き下げたものでございます。以上です。

○佐藤 そのところよく分かりました。これ250万以上としたら、逆にそのこれぐらいついまでその実績を下げないと、そういう実績を持っているところがなかったという

ことですか。

○契約課長 250万円以上に引き下げないと、6者以上とは確認できなかったというところがございます。以上です。

○岡田 私からも一つ質問させていただきます。20号議案です。この訴えの提起についてですが、これは差し押さえられたもともとが、給与に対する訴えの提起だと思っただけですが、このもとですね、大本、もともとの滞納についてはいつからいつのもの分なんでしょうか。

○債権管理課長 市税につきましては平成21年度から令和2年度まで、国民健康保険料につきましては平成16年度から平成26年度までになっております。以上です。

○岡田 ということは、もともとの滞納は平成16年に始まったもの、それがまだ回収できていない状況ということですよ。このように長期にわたる事案というのは結構あるものなんでしょうか。

○債権管理課長 我々所管課から移管を受けているものだけしか把握していないので、詳細については所管課でないと分かりません。以上です。

○岡田 その課から上がってきたものをということなので、その御主張もよく分かります。ただ、やっぱりすごく長く時間がかかるのかなということと、それからもっと初期の段階でどうにかならないのかなということをいつも感じています。ですので、こういった事案に対する対策というのは何か講じられているんでしょうか。

○債権管理課長 基本的には、債権所管課が滞納した本人と連絡を取って自主納付を求めていたり、案件によっては差押えをしたりして努力はしているところですが、何分滞納者数が多くて、職員の数にも限りがあるので、全てを早期のうちにとするのは難しい状況にあります。そういったことが重なって、以前の柏市は滞納額の総額が膨れ上がっていて、それを何とか解消するために債権管理課ができましたので、なるべく我々も早期のうちに移管を受けて、解消に努めたいと思っています。

○岡田 ありがとうございます。多分最初対応すれば、もっとこう簡易に収まることというのはたくさんあると思います。大きくなればなるほど皆様のお仕事も大変になると思いますので、そこら辺担当課としっかりと連携を取って、時間をかけず、大きくならないうちに、できれば対応していただきたいと思います。要望です。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございますか。——なければ、質疑を終結いたします。

---

○委員長 これより順次採決いたします。

まず、議案第17号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第18号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第20号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第21号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改定が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関して、50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。

今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

では、報告をお願いいたします。

○債権管理課長 令和2年11月27日に報告をしました専決処分についての1番、訴えの提起について報告申し上げます。初めに、概要について報告いたします。本件は、市営住宅使用料の滞納案件です。既に部屋の明渡しは完了しています。滞納家賃のほか、明渡しが遅延したことに伴う損害金を訴訟により請求するものです。次に、被告について説明します。今回被告はA、B、C、Dの4名おります。被告Aは主たる契約者です。被告Bは、被告Aの配偶者です。被告Cは、亡くなられた連帯保証人の配偶者で、被告Bの母親です。被告Dはその子で、被告Bの弟です。つまり被告B、C、Dは、亡くなられた連帯保証人の法定相続人であり、それぞれ連帯保証債務が承継されています。次に、訴訟に至った経緯について説明いたします。滞納が始まったのは平成26年頃からで、現年度分の家賃額に満たない一部納付を不定期に繰り返し、滞納が累積していく状況でした。平成31年4月からは、対応を所管課から債権管理課が移管を受け、弁護士に委任をいたしました。弁護士を通して被告Aと交渉を行いました。一括納付の約束をするも不履行となり、その後はフ



ァクスが3回届いたのみで、音信が不通になりました。被告A、B、C、Dそれぞれに対し文書催告を行いました。令和元年11月16日付で賃貸借契約を解除いたしました。同年12月より、被告A、Bとは再び連絡が取れるようになりましたが、それまで連絡をしなかった理由や一括納付の約束が不履行になった理由を尋ねましたが、不審な回答であったほか、その後の部屋の明渡しにおいても虚偽の回答が繰り返されたことにより、退去の完了が遅れました。退去後の納付相談においても発言に不審な点が多く、納付の約束をしても不履行になることから、弁護士とも相談の上、自主的な納付は見込めないものと判断し、訴えを提起する方針としたものです。令和2年10月30日付で、これらの請求に係る訴えの提起の専決処分を行い、先月12月に裁判所に訴状を提出いたしました。訴えを提起した裁判所は松戸簡易裁判所になります。次に、滞納金額について御説明します。滞納家賃は、平成30年7月分から令和元年11月分まで、17か月分となる50万2,400円です。明渡しの遅延に伴う損害金は、令和元年11月から令和2年3月まで、5か月分となる37万4,100円です。合計すると87万6,500円となります。最後に、各被告への請求額について御説明します。被告Aは主たる契約者ですので、全額となる87万6,500円の請求を行います。被告Bは、死亡した連帯保証人からの承継割合は、子供2人のうちの1人になるので、4分の1になりますが、被告Aの配偶者であるため、民法第761条による日常家事の連帯債務者としての請求が可能ですので、被告Aと同様全額の87万6,500円の請求を行います。被告Cは、死亡した連帯保証人の配偶者ですので、承継割合が2分の1ですので、半額の43万8,250円の請求を行います。被告Dは、死亡した連帯保証人の2人の子供のうちの1人なので、承継割合は4分の1です。ですので、4分の1の割合となる21万9,125円の請求を行います。以上です。

○委員長 資料とかはないんですか、確認ですが。

○債権管理課長 特にございませぬ。

○委員長 そうですか。

本件について、質疑があればこれを許します。――なければ、質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施について議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定いたしました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。

〔協議〕

○委員長 はい、分かりました。それでは、閉会中の委員会の開催につきましては、後日正副委員長に御一任願います。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 2時10分閉会